

2010年（平成22年）6月18日

各位

大阪弁護士会

会長 金子武嗣

「欠陥住宅・リフォーム被害110番」の実施について

大阪弁護士会では、平成8年以来、欠陥住宅問題についての110番活動をしています。

欠陥住宅110番活動は、平成7年の阪神大震災において多くの人命が家屋の倒壊により失われたことを重視して、日本弁護士連合会が全国の単位会等に呼びかけて平成8年から始めたもので、平成14年からは上記110番活動を担ってきた弁護士・建築士らの任意団体である欠陥住宅全国ネットの呼びかけで実施されてきました。大阪では、同ネットの下部組織である欠陥住宅関西ネットと大阪弁護士会との共催という形で実施してきました。

欠陥住宅110番では、従来、平成20年6月14日に起こった岩手・宮城での大地震（M7.2、震度6強、死者10人）や、中国四川省で5月12日に発生した大地震（M8、死者4万人超）などの地震の際に、被害を拡大するおそれのある欠陥住宅・欠陥マンションの被害問題を中心に、欠陥リフォーム問題、シックハウス問題などを調査していました。

本年度の110番は、従前通りの戸建住宅やマンションの欠陥建築についての被害相談だけでなく、欠陥リフォーム、悪質リフォームについての被害相談を広く受け付けます。

これは、国がストック重視の住宅政策に転換し、エコポイント制度などの実施により、今後住宅リフォームの需要は急増することが予想されるところ、他方で、悪質業者などによる被害の発生も懸念されており、このようなリフォーム被害の実態を把握する必要性が高いと考えていることによります。なお、このようなリフォームの無料相談会は、今年から全単位会で行うことが決まっており（一部の単位会では4月より開始しています）、このような全国的な流れのなかで、リフォーム被害の実態を早期に把握することは重要です。

そこで、今年度は、「欠陥住宅・リフォーム被害110番」というテーマで被害状況を調査し、情報を収集するために、下記要領で110番を実施いたします。

《 欠陥住宅・リフォーム被害110番～実施要領 》

消費者保護委員会は、欠陥住宅被害の救済のための電話相談を下記のとおり行います。

日時	平成22年6月26日（土）午前10時から午後4時まで
電話番号	06-6363-6440（5回線）
問合せ先	大阪弁護士会委員会担当室 消費者保護委員会担当事務局 (TEL 06-6364-1227)

以上